

**令和8年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業  
工芸品販売促進支援業務業務委託  
企画提案仕様書**

**1 委託事業名**

令和8年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業工芸品販売促進支援業務業務委託

**2 事業実施期間**

契約締結の日から令和9年3月31日まで

**3 目的及び事業概要**

沖縄県には、離島を含め各地に王国時代から続く伝統工芸品や地域素材を活かした新しい工芸品など、魅力的な工芸品が存在している。しかし、一部の工芸品を除いて沖縄工芸品の認知度および購入経験率は県内外ともに低い状況にあり、認知度向上および販売機会拡大を図る必要がある。また、沖縄県入域観光客数が増加してきたなか、工芸品生産額は減少しており、観光消費の取り込みが急務となっている。

そこで、本事業では、県工芸品の販売・流通事業者、県内工芸事業者グループ、工芸イベント主催者等（以下工芸事業者という。）による、県外・国外における本県工芸品の販売促進強化・新規販路開拓等につながる事業や商品開発、工芸事業者の観光消費等の取り込み促進につながる事業等を支援することにより、沖縄県の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源等である工芸品の魅力的なものづくり及び販路拡大を促進し、県内工芸産業の活性化を図る。

※本事業における工芸品とは、国指定伝統的工芸品または県指定伝統工芸製品（喜如嘉の芭蕉布、知花花織、読谷山花織、読谷山ミンサー、琉球びんがた、首里織、琉球絣、南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、三線、壺屋焼、琉球漆器、琉球ガラス）。あるいは、沖縄の伝統的技法、デザイン、地域の自然素材原材料のいずれかを活用し熟練技術を駆使して手仕事により製作されたものをいう。

**4 提案総額の上限**

金 10,705,000 円 以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限であり契約金額ではない。

**5 委託業務内容**

事業受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

(1) 事業実施のために必要な人員の配置

工芸品販売促進支援業務（以下「本業務」という。）を実施するため、事業者に関する幅広い知識、支援経験、情報、人的ネットワークを有し、効果的に業務を実施することができる十分な人員を配置すること。また、業務を総括・管理する担当者を1名以上

配置すること。

## (2) 補助事業の公募

補助事業を広く募集するため、以下の業務を行う。

- ① 多くの工芸事業者等が補助事業の応募を検討する機会が得られるよう、公募要領を作成の上、効率的かつ効果的な周知方法により公募を行う。
- ② 補助事業に関する照会等があった場合には、これに対応し、助言・指導等を行う。
- ③ 受託者の有する知見やネットワークを生かし、補助事業の事前相談等を行い、効率的かつ効果的な事業計画の策定を支援する。
- ④ 早期の事業実施を求める事業者に対応するため、公募は4月に1回、それ以降に1回の計2回行うこと。
- ⑤ 補助事業採択後もしくは補助事業の計画変更後等に、補助金の総残額が大きい場合は、県と協議の上、再公募を実施し、予算の範囲内で採択候補者を追加で選定すること。

## (3) 審査委員会の事務局運営及び開催

- ① 提出された応募書類について、公募要領に定める応募の要件に合致するか、必要書類は整っているか等を確認した上で、応募書類をすべて受領し、これを取りまとめる。
- ② 応募のあった事業計画にかかる採択の可否を審査するため、県及び外部専門家・有識者等にて構成する審査委員会を開催する。なお、審査委員会の開催に当たっては、県と協議の上、要綱等を策定すること。
- ③ 審査委員会の審査に必要な資料作成、審査委員会の日程調整、会場準備、審査委員への謝金支払い等、審査委員会運営に関する事務局業務全般を行う。

## (4) 交付決定された事業計画の支援

補助金の交付決定を受けた事業計画（以下、「事業計画」という）を効果的、かつ、適正に推進するため、以下の支援を実施する。

### ① ハンズオン支援

事業実施により本県工芸品の売上・生産額の向上が図れるよう、事業計画を効果的・効率的に推進するための経営知識・ノウハウの提供、提案・アドバイス、意思決定サポート等を具体的かつ実践的に展開する。

### ② 補助事業の経理手続きに関する支援

ア 事業計画の実施に要した経費の証憑書類の整理、その他補助対象経費に関する経理等について、補助事業者に適宜、確認、指導等を行い、県が補助事業者に対して実施する中間検査及び確定検査等を円滑に実施できるよう、日程調整、補助事業者への支援、県の検査の同行を行うものとする。

イ 受託者は、補助期間終了後速やかに、補助事業者に実績報告書その他関係書類の提出を促し、提出書類、補助金の額の事前確認を行い、不備等があれば修正、再提出を求める等、提出書類一式を完備した上で、県に提出させる。

## 【参考】

令和8年度補助事業について（予定）

1. 補助金名：工芸品販売促進支援補助金

2. 補助事業内容

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

主として、県外・国外における工芸フェアなど、工芸品の販売強化、新規販路開拓等を行うもの。工芸フェア・展示販売イベント開催、商談会参加、新しいチャンネルでのテストマーケティング等。

(2) 商品プロデュース支援事業

県内工芸事業者とプロデューサーが協働して商品製造・改良を行うもの。商品開発、テストマーケティング、販売促進等。補助事業終了後の販路が決まっている・見込まれていること、補助事業終了後5年以内の会計検査時に販売が継続されていること（途中の商品改善は可能）が必要。

(3) 観光消費促進事業

工芸イベント主催者が県内において工芸品展示販売イベントを開催し、観光客等の集客を強化し、工芸品売上増を図るもの。

3. 補助対象者

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

- ・県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する流通事業者
- ・県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上が合同で、県外・国外において販売する県内工芸事業者グループの代表者

(2) 商品プロデュース支援事業

- ・補助事業終了後の販路を有しているプロデューサー（バイヤー、デザイナー等含む）と県内工芸事業者が協働で工芸品の企画製造・改良を行う場合における、当該プロデューサーまたは県内工芸事業者のいずれか代表者

(3) 観光消費促進事業

- ・工芸品5ジャンル以上の県内工芸事業者10者以上、または2ジャンル以上の県内工芸事業者20者以上が参加する、県内において工芸品展示販売イベントを開催しようとする工芸イベント主催者

4. 補助対象期間：交付決定日～令和9年2月28日まで

5. 補助率：補助1件あたりの補助率は総事業費の2/3以内

6. 上限額、交付件数（予定）

- (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業 200万円・6件程度
- (2) 商品プロデュース支援事業 100万円・4件程度
- (3) 観光消費促進事業 100万円・2件程度

※予算の範囲内で選定

(5) 課題解決に向けた情報の収集及び周知・支援等

工芸事業者等が抱える課題を解決するため、参考となる過去の補助事例や、一般参加可能なセミナー等の情報を収集し、周知・広報活動を展開する。

(6) 観光産業との連携に向けた商談会、連携イベントの実施

令和7年度の観光産業及び工芸産業のヒアリング結果を踏まえ、県内ホテル等に向けた、事業者による工芸品活用の提案会・商談会等を1回以上開催すること。

また、県内ホテル等の観光施設と連携し、工芸品をPRする展示販売会等のイベントを1回以上開催すること。

(7) 本業務の効果・活動目標・成果目標・成果報告

本業務の効果を検証するため、受託者は補助事業により得られた効果を調査し、その内容分析を行う。また、本事業に関して県の設定する活動目標及び成果目標の達成に努めるとともに事業成果を報告書にまとめ提出する。

① 本業務の効果

補助事業実施による動向や波及効果等の事業効果を測るため、次の項目について調査・分析を行う。また、採択した事業終了後の事業効果についても、必要に応じて追跡調査を行い、その内容分析を行う。

ア 補助事業実施による売上増額

イ 補助事業実施による収益増額

② 活動目標

補助事業数 12件程度、事業周知等3回、情報提供支援5件

観光事業者への提案会・商談会1回、工芸PRイベント1回

③ 成果目標

本業務は、魅力的なものづくり及び販路拡大を促進することにより、県内工芸産業の活性化を図ることを目的として実施するものであることから次の項目を達成できるよう、県と連携し取組むこと。

ア 事業計画の売上目標達成事業者 1/2 以上

④ 活動報告

事業計画毎のハンズオン支援、情報提供支援等の状況の検証と評価を行い、報告書にまとめ、県に提出する。

⑤ 成果報告

本業務の実施結果、成果報告として、事業の実施方法・内容、目標達成状況及びその効果、全体考察等を報告書にまとめ、県に提出する。

(8) その他、本業務の目的達成のため効果的な業務

その他本業務の目的達成のために必要な業務や、効果的と判断される業務を提案、実施すること（自主提案）。

## 6 委託業務の経理等

- (1) 委託業務が完了したときは、実績報告書を提出すること。
- (2) 当該委託業務に係るすべての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払ができない場合があること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、原則、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

## 7 再委託について

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

### (2) 契約の主たる部分

契約書第6条の第2項の規定に基づく「契約の主たる部分」は以下のとおりとする。

- ① 契約額の50%以上を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

契約の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### (3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (4) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① 事業の特性に鑑み、あらかじめ県が書面により承認した業務
- ② 簡易な業務（資料の収集、整理、複写、印刷、製本、原稿・データの入力及び集計、その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの）

### (5) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

## 8 その他

- (1) 業務完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (2) この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。
- (3) 成果報告書等、県に提出する印刷物等については、著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。
- (4) 事業支援、補助を受けて製作した試作品の著作権は、製作事業者に帰属するものとする。